監理団体 各位

法務省入国管理局入国在留課厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室外国人技能実習機構監理団体部

監理団体による技能実習計画の作成指導及び監査等における留意点について(技能実習計画齟齬)

昨今、本来の技能実習計画(以下「計画」という。)上の職種・作業とは異なる内容の作業の実施や、計画上の作業時間数とは異なる形での技能実習の実施といった技能実習計画の内容とは異なる内容の技能実習(以下「計画齟齬」という。)を実施させている事案が散見されるところであり、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構においては、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る観点から、かかる事案に対しては、技能実習計画に基づく技能実習を行うよう指導を行うほか、<u>悪質な場合には改</u>善命令や認定の取消し等を行うなど厳正な対処を行うこととしています。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という。)及び同法施行規則上、監理団体は、実習監理を行う実習実施者による技能実習計画の作成における指導及び実習実施者に対する監査等(以下「監査等」という。)を実施することとされています。

つきましては、<u>監理団体におかれては、①技能実習計画の作成指導に当たり、技能実習計画が法令に従った適切なものとなっているか否かの確認・指導を行う必要があること、及び②監査等に当たり、実習実施者において計画齟齬が行われていないかなどについて十分留意していただきますよう</u>注意喚起いたします。

なお、不適切な事案等が判明した場合には、直ちに外国人技能実習機構に報告するなど適切な監理事業を行っていただく必要がある旨申し添えます。

< 技能実習法(関連抜粋)>

(認定計画に従った実習監理等)

- 第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体 監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとと もに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。
- 2 (略)
- 3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施 状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、そ の業務を実施しなければならない。

< 技能実習法施行規則(関連抜粋)>

(監理団体の業務の実施に関する基準)

- 第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法にいては、これに代えて他の適切な方法)により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。
 - イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。
 - ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
 - ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体 監理型技能実習生の四分の一以上(当該団体監理型技能実習生が二 人以上四人以下の場合にあっては二人以上)と面談すること。
 - 二 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び 帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
 - ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体 監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。
 - 二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

三 第一号団体監理型技能実習にあっては、監理責任者の指揮の下に、 一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って 団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体 監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著し く困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うととも に、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。

四~七(略)

- 八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。) に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所 及び団体監理型技能実習生の宿泊施設(法第十一条第二項において準 用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るも のに限る。)を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行う こと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については、修 得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役 員又は職員にこれを担当させること。
 - イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に 関する法令に適合するものとする観点
 - ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
 - ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点
- 九 (以下略)